

役員等日当支給規程

(目的)

第1条 この規定は、役員等日当に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員等とは、法人の理事6名、監事3名、評議員7名、評議員選考委員3名、第三者苦情解決委員2名をいう。

(日当)

第3条 日当は、理事長の求めにより理事会、評議員会、評議員選任解任委員会、法人監査、苦情解決委員会、行政監査立会時、に出席した場合のみに支給する。

第4条 1名につき日額3,000円を支給する。

付 則

1. この規定は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規定は、平成28年1月1日から一部改正、施行する。
3. この規程は、平成29年4月1日から一部改正、施行する。
4. この規程は、平成29年7月1日から一部改正、施行する。